

## 第4章 温室効果ガスの排出削減に向けて

### 1 施策の体系

温室効果ガスの排出量は減少すると見込まれるものの、地球温暖化防止に向けて、引き続き、地球温暖化対策を着実に推進していくことが求められています。

地球温暖化を防止するためには、まず、大量に消費しているエネルギーの使用量そのものを削減し、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出を減らすことが大切です。

排出割合の高い産業分野については、排出量が大きく減少しており、さらに平成18年4月から省エネ法による規制が強化（対象規模の拡大）され、一層の排出量の減少が見込まれることから、県としては、排出量が増加している家庭、オフィス、自動車における排出の抑制や、環境教育、情報提供に関する施策を重点的に実施していきます。

そこで、電気や燃料の使用量を減らす取組みとして、家庭やオフィス等における節電、節水など身近な省エネ活動を推進するとともに、環境に配慮した運転（エコドライブ）の推進、公共交通機関や自転車の利用促進など自動車交通対策を一層進めていきます。

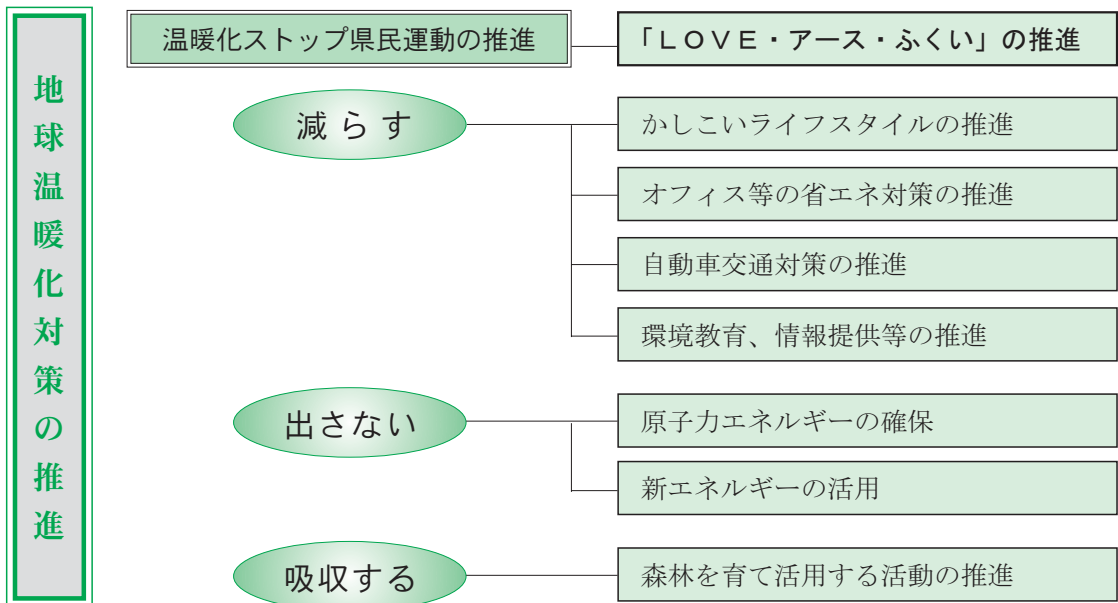
また、本県の特徴である原子力発電の温暖化防止への貢献を認識し安定的稼働を確保するとともに、二酸化炭素を出さない太陽光や太陽熱などの新エネルギーの活用を進めていきます。

さらに、二酸化炭素を吸収・固定してくれる森林は、環境面からも大きな財産であり、本県は森林の豊かな県であることから、適切な森林管理と木材利用を促進し、持続的な森林吸収源を確保していきます。

これらのことから、二酸化炭素を“減らす”“出さない”“吸収する”の3つを柱として、県民、事業者、行政が一体となって、地域でできる地球温暖化対策を、「**LOVE・アース・ふくい**（温暖化ストップ県民運動）」として推進します。

なお、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、代替フロン類）については、排出量も少なく（全体の約5.2%）、また、燃料の燃焼に伴い排出されるメタンや一酸化二窒素は、二酸化炭素の削減対策によって同時に削減されることから、二酸化炭素の削減に関する施策を積極的に推進します。

〔施策の体系〕



減らす

- 太陽光など自然のエネルギーを有効に活用するなど、豊かさを損なわないかしこいライフスタイルを定着させ、家庭からのCO<sub>2</sub>の排出を減らす。
- 省エネ法等に基づき、建築物の省エネ化やエネルギー管理の徹底を図り、オフィス等からのCO<sub>2</sub>の排出を減らす。
- 燃費のよい自動車の普及や公共交通機関、自転車の利用促進など自動車の使い方・使い分けを進め、自動車からのCO<sub>2</sub>の排出を減らす。
- 県民・事業者に対するわかりやすい情報の提供や、子供たちへの環境教育、地域での環境学習などを通じて、県民・事業者の意識を高め、CO<sub>2</sub>の排出を減らす。

出さない

- 本県は、原子力発電によって地球温暖化防止に大きく貢献しており、今後とも、安全・安心を最優先に、発電の際にCO<sub>2</sub>を出さない原子力発電の安定的稼働を確保する。
- CO<sub>2</sub>を出さない太陽光エネルギーやバイオマスエネルギー、地中熱エネルギーなど新エネルギーの研究開発や、家庭、事業所等での新エネルギーの導入を進める。

吸収する

- 県土の約75%が森林である本県の特徴を活かし、県内の森林を計画的に整備し、木材やバイオマスとして有効に活用するための施策を進め、持続的なCO<sub>2</sub>の吸収につなげる。